

Title	わが国会計制度の国際的調和化をめぐる一考察-確定決算主義批判の再考-
Author(s)	田中, 将
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/838">https://hdl.handle.net/11094/838</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	たなか まさし 田 中 将
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 9 1 5 9 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 17 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	わが国会計制度の国際的調和化をめぐる一考察—確定決算主義批判の再考—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 吉本 健一  (副査) 教 授 末永 敏和 教 授 山下 眞弘

#### 論 文 内 容 の 要 旨

近年の企業活動等の国際化の急速な進展に伴い、企業の財務諸表あるいは計算書類（財務書類）の国際的な比較可能性の担保の必要性及び財務書類作成の基礎たる会計基準の国際的調和化を図る必要性が主張されている。そして、すでに欧米においては会計基準の国際的調和化へ向けた激しい動きが観察され、わが国会計制度上も、国際的な会計基準との整合性を保つための大規模な改正がなされているが、このような状況において、今後、企業会計における事実上の国際標準になると目されるのが、国際会計基準（IAS あるいは IFRS）である。

一方、わが国の税法は、明治における法人課税制度の創設以来、確定決算主義を法人の課税所得算定方式として一貫して採用してきた。確定決算主義は、商法上で適法に法人の確定した決算は、原則として法人の課税所得計算を拘束するというものであり、本来、「会計の税法に対する基準性」を意味する。

ここで、確定決算主義は、その本来的意義とは相反する「税法の会計に対する基準性」（逆基準性）を有し、その存在は、商法、証券取引法及び税法が密接に関連しながら企業会計を規制しているわが国の会計基準を IAS 等の国際的な会計基準とさらに調和化させる上で、重大な阻害要因であると主張されているが、逆基準性の弊害を主張する議論の多くは、当を得たものとは言えない。

そのような主張のうち、税法が確定決算主義を採用していることによって生じている企業の財務書類の表示面に与えている影響のみが問題となりうるが、この点に関しても、財務報告の目的が企業状況の「真実かつ公正な概観」の表示にあり、その表示は注記を含めた財務書類全体で情報提供によって達成されるものと解されるから、やはり確定決算主義が財務報告の目的を阻害するとは言えない。

わが国の会計制度の改善を図る上で必要なのは、国際的な会計基準との単なる統一を図ることではなく、各国の会計環境の相違や特質を理解・尊重し、十分な議論を尽くした上で、財務報告のあるべき姿を探求することである。

#### 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、最近の企業活動の国際化の進展に伴い、企業の財務諸表あるいは計算書類の国際的な比較可能性を確保

するために、企業会計基準の国際的調和化を図るべきであるとの前提のもとに、わが国における税務会計におけるいわゆる確定決算主義が、そのほんらい意味するところとは反対に、税法の会計に対する基準性（逆基準性）を有するところから、わが国の会計基準の国際的調和化に対する重大な阻害要因となっているとの一般的かつ根強い主張の妥当性を、詳細に検討したものである。

結論としては、財務報告の目的が企業状況の「真実かつ公正な概観」を表示することであり、その表示は注記を含めた財務書類全体による情報提供によって達成されるものであると解されるとすれば、確定決算主義が財務報告の目的を阻害するものとはいえず、またそもそもわが国の会計制度の改善を図る上で重要なことは、国際的な会計基準の単なる統一を図ることではなく、各国の会計環境の相違や特質を理解・尊重し、十分な議論を尽くした上で、財務報告のあるべき姿を探求することであるとする。

最近の会計をめぐる急激な変化には、目を見張るものがあるが、これに流されることなく、じっくりと企業会計の本質にまで遡って、そのあるべき姿を検討しており、最近の学界の風潮に警鐘を鳴らすものとして、貴重な業績であると評価される。また、欧米の会計基準をめぐる動きや、わが国の法人税の歴史にも踏み込んで議論を展開しており、博士論文として十分な価値があると認められる。ただ、その結論に至る論証過程には、若干の論旨展開の不十分な点が見受けられるが、それも論文の価値を大きく損なうものではないと考える。